

答 申 書

(答申第16号)

平成18年3月28日

1 審査会の結論

〇〇郡〇〇町字〇〇に係る地籍調査に関する国、道、町、所有者への指導、指示、経過等に係る平成12年度の復命書及び平成12年度から平成14年度（平成15年3月14日まで）の報告書を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、〇〇郡〇〇町字〇〇（以下「本件地番」という。）に係る地籍調査に関する国、道、町、所有者への指導、指示、経過等についての平成12、13、14年度（平成15年3月14日まで）の復命書及び報告書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して平成13年度（平成14年3月5日付け）1件及び平成14年度（平成15年1月28日付け）1件の復命書2件を非開示部分を除き一部開示決定したが、平成12年度の復命書及び平成12年度から平成14年度（平成15年3月14日）までの報告書については、いずれも取得しておらず、現に作成していないことを理由として北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき公文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、平成12年度は、本件地番に係る出張をしていないことから、復命書を作成しておらず、現に管理していない。また、平成12年度から平成14年度（平成15年3月14日）までの本件地番に係る地籍調査に関して国、町、所有者から收受した文書等はなく、また報告書を作成すべき事案もなかったことから、当該報告書は作成しておらず、現に管理していない旨主張する。

なお、実施機関は、本件開示請求に際し、復命書については、旅行命令簿と照合のうえ特定し、報告書については、報告書綴りや電話受理簿を確認し、さらに、異議申立人の過去の開示請求関係綴りに混在している可能性もあることから、それらも確認したと説明した。

また、本件異議申立人に係る別の諮問事案に対する北海道情報公開審査会の平成14年9月18日付け答申第52号において、実施機関の対応が異議申立人の不信感を招いているとして、今後は開示請求者に可能な限り情報を提供し、誤解を招くこと

がないよう十分説明を行うなど、職員に対し、制度の適正な運用について、周知、徹底を図るよう努めることが必要であるとの意見が付されたことから、本件開示請求に当たっては、誠意を持って対応したと説明した。

イ 異議申立人は、平成13年9月に実施機関に対して、平成9年度から13年9月までに係る本件開示請求と同様の公文書について開示請求を行おうとしたところ、資料が膨大になるので年度をもう少し絞り込んで欲しいとの要請があったことから、それを了承し、取りあえず平成9年度から平成11年度までの公文書について開示請求（以下「既開示請求」という。）を行った。

本件開示請求は、それ以降の年度のものであるが、既開示請求の際に資料が膨大になると言われたので、大量の文書が開示されるものと思ったにもかかわらず、本件開示請求において、わずか2件の復命書のみが開示されたことから、それ以外に膨大にあるであろう文書を実施機関が意図的に隠ぺいしているものとして、本件処分は虚偽であると主張する。

また、異議申立人が平成12年度3回、平成13年度4回と国土交通省に電話を入れた際、その内容が国から道に伝わっていることがうかがわれ、国と道との間で連絡等に係る文書が大量にあったと思われることから、事務連絡を含めた報告書のやり取りが不存在ということは考えられないと主張する。

ウ しかしながら、公文書の開示請求を受理する際に、その対象年度が複数年度にわたるような場合において、一般的に資料が膨大になるであろうと推測し、年度を区切るよう要請することは、特段不合理なものではないと考える。

また、年度が区切られた結果、実施機関が、異議申立人からの既開示請求に対して、平成9年度11件、平成10年度2件、平成11年度15件の公文書を特定し、それぞれ開示・非開示の判断を行った後、開示を行っていることが認められた。

なお、異議申立人が主張する国と道との間のやり取りに係る報告書等について、実施機関に確認したところ、異議申立人が平成9年度以来、国、道、町等に対して何度も同様の照会等を行ってきているため、その相互連絡の内容等は、改めて報告書等を作成し、保管すべきものではなかったと説明した。

これらのことからすると、既述のとおり本件開示請求に当たっては、誠意を持って対応し、対象公文書を特定したことが認められ、結果として2件の公文書しか開示されなかったとしても、そのことをもって直ちに実施機関が意図的に異議申立人が存在すると主張する文書を隠ぺいしているとは、認めることはできないものであり、異議申立人の主張は採用できない。

したがって、本件処分は、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年 7 月 2 日	○ 諮問書の受理（諮問番号274） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成15年 7 月 7 日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部に付託
平成15年 8 月 4 日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成15年 8 月 27 日 （第二部会）	○ 異議申立人の意見陳述
平成15年 9 月 30 日 （第二部会）	○ 審議 異議申立人の意向により、審議を当面停止することとした。
平成16年11月25日 （第二部会）	○ 審議 異議申立人に審議再開の意向を確認することとした。
平成16年12月15日 （第二部会）	○ 審議 異議申立人の意向により、引き続き審議を停止することとした。
平成17年 5 月 27 日 （第 1 回審査会）	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成17年10月21日 （第三部会）	○ 審議 異議申立人に審議再開の意向を再確認することとした。
平成17年11月24日 （第三部会）	○ 審議 審議を再開することとした。
平成17年12月16日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を再度聴取 ○ 審議
平成18年 1 月 13 日 （第三部会）	○ 審議
平成18年 2 月 17 日 （第三部会）	○ 異議申立人から意見書（平成18年 2 月 16 日付け）の提出 ○ 審議
平成18年 3 月 17 日 （第三部会）	○ 審議
平成18年 3 月 23 日 （第 9 回審査会）	○ 答申案審議
平成18年 3 月 28 日	○ 答申